

公募型プロポーザル方式（企画型）
沼田市電子地域通貨物価高騰対策事業支援業務委託審査要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（企画型）による沼田市電子地域通貨物価高騰対策事業支援業務委託の優先交渉者を選出するための審査委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

2 審査項目

審査の項目は「業務理解度」「業務実績」「実施体制」「発送・情報管理体制」「問い合わせ対応及び工程管理」「価格」の項目とする。
審査基準については別紙「審査基準」とおりとする。

3 審査員の構成

審査委員会は、次に掲げるもの、またはその代理をもって構成するものとする。

- （委員長）総務部長
- （委員）総務部 総務課長
- （委員）総務部 財政課長
- （委員）総務部 資産活用課長
- （委員）経済部 産業振興課長

4 審査方法

審査は、プロポーザル参加者の提出書類及びプレゼンテーションの内容について、審査項目に基づき採点するものとする。（合計100点満点）

5 選出基準

- （1）採点の結果、合計点が最も高い者を原則として優先交渉者を選出する。
- （2）プロポーザル参加者が1者の場合、合計点が60点を超過している場合は、優先交渉者を選出する。
- （3）最も得点が高い者が複数あった場合、発送・情報管理体制の評価高い者を第1位とし、更に同点の場合はいくじ引きにより優先交渉者を選出する。

6 その他

この要領に定めるほか、審査について必要な事項は、企画政策課長が定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和8年6月22日から施行する。
- 2 この要領は、その目的を達成したときに、その効力を失う。